

# 「野菜自給力強化体制づくり事業」

三重県農林水産部農産園芸課  
予算額：3,534千円

野菜の栽培面積を拡大し自給力を高めるため、農作業の省力・軽労型生産・出荷調製体系の構築を図る意欲ある農業者等（農業者、農業法人、農業協同組合）の取組を支援します。

## 公募期間

令和7年8月1日（金）～8月29日（金）

## 事業実施主体

省力・軽労型生産体系に意欲的に取り組む農業者等（農業者、農業法人、農業協同組合）

## 補助内容

補助率：1/2以内

補助上限：100万円以内（事業実施主体あたり）

### （1）省力・軽労型生産の実現のために必要な機械

- ・農業用ドローン
- ・畝立て整形機
- ・播種機
- ・ブームスプレーヤー防除機
- ・マルチャー
- ・フレールモア
- ・移植機
- ・マルチスプレーヤー
- 等

### （2）省力・軽労型出荷調整の実現のために必要な機械の導入

- ・包装機
- ・（出荷作業用）調製機
- ・選別機
- 等

※補助額は20万円以上100万円以下（税抜）とする。

※導入機械は原則として新品であること。

※既存設備の単純更新は補助対象外とする（機能向上の取組は対象）

※予算額を上回る応募があった場合、事業実施要領に基づき、採択・不採択を決定する。

## 留意事項

県農業改良普及センターの指導のもと、省力・軽労型生産、出荷調整の実現に向けた調査を実施してください。

- （1）調査の方法は問いませんが、導入した機械を使用し、既存の生産、出荷調製体系との比較を行うことを想定しています。
- （2）実績報告時に調査結果（様式自由）を提出してください。

## 申請手続

以下の書類を各地域の農林事務所に提出してください。

- ①別記様式1 野菜自給力強化体制づくり事業実施計画の承認申請について
- ②第18号様式 野菜自給力強化体制づくり事業（省力・軽労型生産体系や出荷調製に必要な機械の導入支援）実施計画書
- ③添付書類等
  - （ア）事業費の分かる資料（原則、複数社の見積書※）
  - （イ）機械のカタログ等
  - （ウ）その他、事業実施計画を補足するために必要な資料（機械の補足説明資料 等）

## その他

○事業の採択の審査及び審査結果の通知について

県は提出された事業実施計画書の審査を行います。審査結果を踏まえ、申請者に対して審査結果の通知を行います。

審査結果の通知はおおむね9月中旬を予定しています。

○予算の範囲内での採択となりますので、予めご了承ください。

## お問合せ先及び申請先

○桑名農政事務所 地域農政課（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町）

〒511-8567 桑名市中央町5-71 0594-24-7421

○四日市農林事務所 農業振興課（四日市市、鈴鹿市、亀山市、菟野町、朝日町、川越町）

〒510-8511 四日市市新正4-21-5 059-352-0627

○津農林水産事務所 地域農政課（津市）

〒514-8567 津市桜橋3-446-34 059-223-5102

○松阪農林事務所 農業振興課（松阪市、多気町、明和町、大台町）

〒515-0011 松阪市高町138 0598-50-0564

○伊勢農林水産事務所 農業振興課

（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町）

〒516-8566 伊勢市勢田町628-2 0596-27-5168

○伊賀農林事務所 農業振興課（伊賀市、名張市）

〒518-8533 伊賀市四十九町2802 0595-24-8141

○尾鷲農林水産事務所 地域農政課（尾鷲市、紀北町）

〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1 0597-23-3498

○熊野農林事務所 地域農政課（熊野市、御浜町、紀宝町）

〒519-4393 熊野市井戸町371 0597-89-6122

なお、申請に関するお問合せは下記窓口においても可能です。

三重県農林水産部農産園芸課園芸振興班

電話：059-224-2808 FAX：059-223-1120

E-mail：nousan@pref.mie.lg.jp